

2014年度 事業報告書

(2014年4月1日から2015年3月31日)



特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

第1 事業実施の概略

日本での難民認定申請者数は、年々増加している。全国で2014年(2014年1月1日～2014年12月31日)に難民認定申請を行った人は5,000人(前年比1,740人増・約53%増)であった。他方、認定者数は11人(うち5人は異議申立手続における認定者)であった。地方入国管理別にみると、名古屋入国管理局(以下、名古屋入管)での申請者数も増加し続けている。特定非営利活動法人名古屋難民支援室(以下、当法人)は、引き続き、名古屋地域に住む難民が、法的に保護され、安定して自立した生活を送る為の環境づくりの向上と、日本社会における基本的人権の尊重、外国人との共生の増進に寄与することを目的とし、難民支援活動を行った。

第2 事業の実施に関する事項(当法人は、特定非営利活動に係る事業のみ実施)

1 難民、難民申請者への支援事業

(1) 事業内容

2014年度は、従来の事務所や名古屋入管の収容施設での面会に加え、東海地域各地の外国人コミュニティにおいても聴き取りを行い、新規で直接69人(前年度比32人増)の相談にのった。新規相談者の国籍は17カ国に亘り、最も多かったのがナイジェリア12人、次にイラン10人、トルコ9人、ネパール8人、ベトナム4人、パキスタン4人、アメリカ3人、スリランカ3人、ミャンマー(ビルマ)3人、ウガンダ2人、そしてシリア、ガーナ、エジプト、コンゴ民主共和国、中国がそれぞれ1人であった。一方、当法人も加盟している東海在日外国人支援ネットワーク(以下、TOMSUN)が2014年12月8日に名古屋入管と行った意見交換会において明らかになった、2014年1月から8月の名古屋入管での難民認定申請者数(他局からの移管含む)は、510人であり、昨年同様トルコが最多で228人、続いてネパール116人、スリランカ47人、パキスタン24人とのことであった。名古屋入管での難民認定申請者の約45%はトルコ人である一方で、当法人への相談者を国籍別で見るとトルコは多くないものの、昨年の2人に比べて増えた。また、新規相談者の在留資格をみると、69人のうち、登録時に在留資格がなかった者が39人(約57%)、在留資格がある者が30人であり、そのうち特定活動の在留資格保有者が20人、残りの相談者は短期

滞在、留学、人文知識・国際業務、定住者の在留資格を持っていた。上記 TOMSUN と名古屋入管の意見交換会より、2014年1月から8月に名古屋入管で難民認定申請を行った者のうち正規在留者は510人のうち424人（約83%）であり、全国の統計でも5,000人の申請者のうち正規在留者が4,134人（約83%）であるところ、当法人への相談者は、在留資格がない者からの相談の割合が多かった。新規の相談があった際には、面談を行い、手続き状況や母国に帰国できない理由、困っていること等を聴き取り、その情報を元に、面談後に相談者の出身国の情報を調べ、帰国した際のリスクについて整理した。また、相談者の個別事情を裏付ける証拠を入手する方法がないか本人と面談を重ね、難民該当性の立証の支援を行った。

新規案件に継続案件も加えると、142人と直接面談を行った。遠方に住んでいる場合等は電話やFAXでやりとりをし、難民や庇護希望者との直接の電話や、難民申請者に対する支援についての支援者との情報交換のための電話回数は760回以上に及んだ。また、相談内容は、難民認定申請手続きに関する相談に限らず、帰国のリスクがある外国人からの在留資格の変更や更新、難民認定者の子どもの教育、ホームレスになってしまった難民からの住居や、医療、食の相談と多岐にわたった。法的な支援については、まず面談において帰国できない理由等を聴き取り、専門的な支援を必要とする申請者については、弁護士に相談したり、法律相談の情報提供を行ったりした。ボランティアに協力をお願いして、立証資料となる出身国情報等の翻訳もおこなった。また、難民が自らの難民該当性を主張・立証することは非常に困難である一方、代理人がついている難民は全体の1~2割しかいない現状と、弁護士等の法律実務家にとっても難民案件は特殊であり、また並大抵でない労力がかかる一方、手弁当で支援を提供している現状を踏まえ、助成金を申請してベテランの弁護士と若手の弁護士がペアになって難民の法的支援を行う取り組みを実施した。さらに、孤立した難民へのアウトリーチと東海地域の難民のニーズ把握を目的に、冒頭で触れたとおり、2014年度より、外国人コミュニティの訪問も開始した。生活面での支援については、東海地域の支援団体に協力いただきながら、ホームレスの難民の住居や食、社会資源へのコーディネート等のケースワークを行った。また、無料低額診療を行っている病院と連携し、就労資格がなく保険に未加入の難民認定申請者を診ていただいた。

(2) 実施日時

2014年4月1日～2015年3月31日の主に平日10時～18時

(3) 実施場所

事務所、名古屋入管の収容施設、東海地域の外国人コミュニティ等

(4) 従事者

主にスタッフ1人、ボランティア5人、当法人役員

(5) 対象者

難民・庇護希望者142人、うち新規相談69人、電話相談760回

(6) 費用

3,312,181 円 電話代、FAX 代、会議室代、交通費、謝金、業務委託費、コピー代

2 難民問題についての理解を促進する事業

(1) 事業内容

名古屋入国管理局管轄区域に住む難民が、法的に保護され、安定して自立した生活を送る環境づくりの向上を図るためには、一般市民の協力が欠かせない。そのため、当法人では 2014 年度、ホームページの更新やフェースブックでの情報発信、ニュースレターの発行、難民問題の理解促進に関するイベントや勉強会を行った。イベントの様子や難民支援の活動がメディアにも取り上げられた。また、ボランティアの活躍も難民問題の理解促進に大きな役割を果たした。

(2) 開催日時、実施場所等

(あ) 2014 世界難民の日・難民映画上映会

- ・日時：2014 年 6 月 20 日（金）18 時半～
- ・場所：名古屋学院大学 名古屋キャンパス白鳥学舎
- ・従事者：主催:当法人、名古屋学院大学 人見研究室
協力:難民支援協会、後援:国連難民高等弁務官事務所
- ・参加者：一般市民 30 人

(い) 名古屋ラテンパーティー2015 - サルサ×人権×難民 -

- ・日時：2015 年 1 月 25 日
- ・場所：名古屋 YWCA
- ・従事者：主催:当法人、アムネスティインターナショナル日本わやグループ
後援:名古屋 NGO センター、ニカラグアの会
- ・参加者：一般市民 75 人

(う) 勉強会の開催

- ・回数：期間中 12 回
- ・場所：川口法律事務所 会議室
- ・内容：難民認定手続や難民の出身国情報、難民のコミュニティ等に関する情報共有及び議論を行うと同時に、難民への緊急支援及び手続中の生活と法律面、そして定住までの一貫した支援の提供を行う上での連携を強化した。
- ・参加者：支援者や弁護士、行政書士、学者や司法修習生 各回約 10 人

(え) 難民との交流会の開催

- ・日時：2014 年 6 月 29 日、8 月 24 日
- ・場所：本山生協会館 調理室
- ・従事者：主催:当法人
- ・参加者：一般市民 各回約 20 人

(お) 大学や他団体主催の会での講演、ブース出店等

- ・日時：期間中依頼を受け、また応募して実施
- ・場所：オアシス 21 (「ワールド・コラボ・フェスタ 2014」出展)、au NAGOYA (「あいち多文化映画祭 2014」ゲストスピーカー)、名古屋国際センター (「NIC・JICA 中部連携事業 地球市民セミナー 地球の課題を見つめてみよう！ 後期 難民 編」活動報告)、中京大学、名古屋大学にて講演
- ・従事者：当法人役員及びスタッフ 1 人
- ・参加者：一般市民、大学生

(か) メディア掲載

- ・日時：2014 年 6 月 21 日 (NHK ニュース)
- ・内容：「2014 世界難民の日・難民映画上映会」の様子と日本の難民認定状況
- ・日時：2014 年 9 月 1 日 (日本経済新聞)
- ・内容：論点争点 メディアと人権・法 難民申請 入管が抑圧策「認定基準見直しを」の声
- ・日時：2014 年 1 月 21 日 (朝日新聞)、同年 1 月 22 日 (毎日新聞)
- ・内容：「名古屋ラテンパーティー2015 - サルサ×人権×難民 - 」について
その他、日本国内の難民に関する報道多数

(き) 活動報告会

- ・日時：2015 年 3 月 25 日
- ・場所：ウィルあいち
- ・内容：難民コミュニティの調査報告会
- ・参加者：一般市民 9 人

(く) ボランティアの活躍

- ・日時：期間中適宜
- ・内容・イベントボランティア、会計、広報、翻訳、調査ボランティア
- ・場所：各イベント会場及び川口法律事務所 会議室

(3) 費用

281,062 円 講師謝金、講師交通費、会場借料、ボランティア交通費、業務委託費

3 区域内の支援者とのネットワーク構築および人材育成事業

(1) 事業内容

東海在日外国人支援ネットワーク及び難民フォーラムの運営委員を務めた。東海在日外国人支援ネットワークでは、月に 1 回の運営委員会以外に、名古屋入管との意見交換会、集会「外国人の収容施設 - 英国の入管視察から日本の入管を考える - 」の開催等を行った。また、難民フォーラムでは、二ヵ月に 1 回の運営委員会及び、収容代替措置のプロジェクトチームのメンバーとして活動した。さらに、名古屋入管から九州に移送される難民が多いため、福岡を訪問し、九州の弁護士とのネットワーク構築

も新たに行うと共に、無料低額診療事業を実施している医療機関（済生会リハビリテーション病院）との連携体制構築や、地域住民と難民シェルター（みんなの家）造りに参加する中で地域住民や支援者とネットワークを構築した。

(2) 実施日時

期間中継続的に実施

(3) 実施場所

日本全国、主に名古屋地域

(4) 従事者

主にスタッフ 1 人

(5) 費用

713,060 円 旅費交通費、業務委託費、会費、印刷製本費

第 3 会議の開催に関する事項

1 通常総会

(1) 開催日時及び場所

2014 年 5 月 30 日 18 時～19 時、川口法律事務所 会議室

(2) 議題

第 1 号議案 2013 年度の事業報告について

第 2 号議案 2013 年度決算報告について

第 3 号議案 理事及び監事の任期満了に伴う改選について

第 4 号議案 定款 15 条の変更について

2 理事会

(1) 開催日時及び場所

2014 年 4 月 25 日 18 時～、5 月 30 日 18 時～、7 月 4 日 18 時～、8 月 8 日 18 時～、9 月 19 日 18 時～、10 月 31 日 18 時～、11 月 28 日 18 時～、2015 年 1 月 30 日 18 時～、2 月 27 日 18 時～ 川口法律事務所 会議室

(2) 議題

事業運営、事務局の組織及び運営、業務内容の報告と議論等

[了]